

(様式3)

「不利益処分」の処分基準

不利益処分の名称	給水停止命令（特設水道）
根拠法令の 名称・根拠条項	大阪府特設水道条例第13条
所管部室課名	健康医療部衛生管理課
処分基準	特設水道の設置者が大阪府特設水道条例第12条の規定による指示に従わない場合において、給水を継続させることが当該特設水道の利用者の利益を阻害すると認めるとき。
最終改正年月日	令和2年4月1日

参考

[根拠法令]

《大阪府特設水道条例》

(給水の停止命令)

第13条 知事は、設置者が前条の規定による指示に従わない場合において、給水を継続させることが当該特設水道の利用者の利益を阻害すると認めるときは、その指示に係る事項を履行するまでの間、給水を停止すべきことを命ずることができる。

備考

《大阪府特設水道条例》

(改善の指示)

第12条 知事は、水道施設が第4条各号に掲げる基準に適合しなくなつたと認めるときは、当該水道施設に係る設置者に対し、期限を定めて、当該水道施設を改善すべきことを指示することができる。